



飼い犬の登録・狂犬病予防注射を受けましょ

令和6年度の新規登録及び集合注射を実施します

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬には、飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。室内で飼っている犬についても、登録と注射が必要です。これらの手続きをしていない飼い主は、20万円以下の罰金に処せられる場合がありますので必ず登録し、予防注射を受けましょう。

登録と予防注射の料金		
○新規登録の犬 6,600円		3,000円
内訳	登録手数料	3,000円
○登録済みの犬 3,600円 (注射料金及び注射済票交付手数料)		3,050円
	注射料金	550円

登録済みの犬を飼育されている方には、狂犬病予防注射済票交付申請書（ハガキ）を郵送しましたので、注射の際に必ず持参してください。

病気や老衰などにより注射が困難な場合は、獣医師の猶予ください。

なお、下表の日程で受けられたい場合は、動物病院で受けられます。

マイクロチップ情報登録

新規登録と集合注射日程表

実施日	場 所	時 間
4月 24日(水)	上五明公民館前	9:20 ~ 9:30
	月見区集会所前	9:40 ~ 9:50
	網掛公民館裏	10:00 ~ 10:10
	坂城町ふれあいセンター前	10:20 ~ 10:30
4月 26日(金)	北日名公民館前	9:20 ~ 9:30
	南日名公民館前	9:40 ~ 9:50
	大宮公民館前	10:00 ~ 10:10
	虹のホールさかき駐車場	10:20 ~ 10:30
	四ツ屋神明神社	10:40 ~ 10:50
5月 8日(水)	鼠公民館裏	9:20 ~ 9:30
	金井地区麦・大豆生産振興センター	9:40 ~ 9:50
	入横尾公民館前	10:00 ~ 10:10
	中之条公民館前	10:20 ~ 10:30
5月 12日(日)	南条小西側精米所駐車場 (旧セブンイレブン南条店裏側)	9:20 ~ 9:35
	中之条公民館前	9:45 ~ 10:00
	虹のホールさかき駐車場	10:10 ~ 10:25
	県道村上信号横コイン精米所前	10:40 ~ 10:55
	四ツ屋神明神社	11:10 ~ 11:25

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬には、飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。室内で飼っている犬についても、登録と注射が必要です。これらの手続きをしていない飼い主は、20万円以下の罰金に処せられる場合がありますので必ず登録し、予防注射を受けましょう。

○動物愛護管理法の改正により、令和4年6月1日から犬猫等販売業者が販売する犬

猫に対して、マイクロチップ装着が義務化されました。ブリーダーやペットショップ等で購入した犬や猫にはマイクロチップが装着されており、飼い主になる際に、ご自身の情報に変更する必要があります（変更登録）。

○ブリーダーやペットショップ以外で購入した場合や既に飼っている犬猫へのマイクロチップ装着は努力義務ですが、マイクロチップを装着した場合は指定登録機関（公社）日本獣医師会に犬猫の情報や所有者の情報を登録する義務となります。既に指定登録機関に登録されている情報に変更が生じた場合にも、登録情報の変更手続きが必要です。

○マイクロチップの装着は遺棄や虐待を防ぐ効果があるほか、災害時や迷子になつた際に、飼い主の特定が容易になります。装着のご検討をお願いします。
◎問い合わせ先
住民環境課環境保全係
☎ 82-3111(内線125)
直通75-6204

ほか、災害時や迷子になつた際に、飼い主の特定が容易になります。装着のご検討をお願いします。